

## 宮城県公報

行 政 部 門  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	二
○公有水面埋立ての免許	(水産業基盤整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	三
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(医療人材対策室)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○外部監査人の監査の事務の補助		五
○県道石巻鮎川線給分浜4号事件審理の開催		六
○県道石巻鮎川線給分浜4号事件公示送達		六

ページ

## 告 示

○宮城県告示第六百五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町二百番地	令和二年八月九日	令和五年八月八日
栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番地一	令和二年八月九日	令和五年八月八日
蔵王町国民健康保険蔵王病院	蔵王町大字円田字和田百三十番地	令和二年八月九日	令和五年八月八日

○宮城県告示第六百五十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五三二〇〇八〇	南桜デイサービスセンター 柴田郡大河原町字南桜町四番地二	放課後等デイサービス	有限会社ケイ	令和二年八月一日

○宮城県告示第六百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二一五〇〇九〇三	事業所の名称及び所在地	しあわせカフェ 大崎市古川福浦字道ノ上九七番地一	指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	設置者名	社会福祉法人優愛会	指定年月日	令和二年八月一日
〇四二二二一〇二九六	南桜デイサービスセンター 柴田郡大河原町字南桜町四番地二	生活介護	有限会社ケイ	令和二年八月一日					
〇四二二二一〇二九六	ケアホームめぐみ自立生活援助事業所 気仙沼市本吉町猪の鼻一八二番地四	自立生活援助	特定非営利活動法人泉里会	令和二年八月一日					

○宮城県告示第六百五十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年八月十一日

○宮城県告示第六百五十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	多田川左岸	事業の名称	区画整理事業（農山漁村地域整備交付金（農地整備事業））	工事完了年月日	令和二年五月二十二日
-----	-------	-------	-----------------------------	---------	------------

○宮城県告示第六百六十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

令和二年八月五日

二 免許を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種指ヶ浜漁港区域内

牡鹿郡女川町指ヶ浜字大畑一、二、一〇、一一、一三、一四、一五、二及び三一  
一地先並びに大畑六七、六七二及び道下七一に隣接した公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点を結ぶ昭和四十二年の春分の満潮位（DL+一・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イの地点 牡鹿郡女川町指ヶ浜字道下七一地内に設置した三級基準点（北緯三八度二八分一四・六〇五七秒、東経一四一度二九分五・二三七四秒）から五三度二六分二九秒、  
二六・七六メートルの地点

二六・七六メートルの地点

ロの地点 イの地点から 三二九度四九分一七秒 九・一一メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 二〇度〇〇分四七秒 一九・三三メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 二九〇度二八分三八秒 四三・七〇メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 一九度〇八分一四秒 四・九六メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から 一九度〇八分一四秒 五・六五メートルの地点

トの地点 ヘの地点から 一〇八度一〇分二五秒 五・二〇メートルの地点

チの地点 トの地点から 一一五度二六分四二秒 三五・三五メートルの地点

リ地点 チの地点から 一一六度二四分一五秒 一〇・五〇メートルの地点

ヌの地点 リの地点から 二〇〇度一二分三〇秒 一・五四メートルの地点

ルの地点 ヌの地点から 一九九度三七分四三秒 一一・八二メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から 一二六度二一分五九秒 九・五八メートルの地点

ワの地点 ヨの地点から 一二六度二二分二七秒 三・三三メートルの地点

(三) 面積

七二六・七八平方メートル（埋立区域）  
2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種指ヶ浜漁港区域内

牡鹿郡女川町指ヶ浜字大畑二、六七一一、六七一二及び道下七一地内並びに大畑一一二、一

一一〇、一一一三、一一一四、一一一五、三一一及び道下七〇地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 牡鹿郡女川町指ヶ浜字道下七一地内に設置した三級基準点（北緯三八度二八分一

四・六〇五七秒、東経一四一度二九分五・二三七四秒）から一〇六度一三分二七秒、

九・五七メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 三二九度四九分一七秒 二六・五八メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 二九〇度二八分三八秒 二九・六二メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 一九度〇八分一四秒 四五・四五メートルの地点

Eの地点 Dの地点から 一一五度四四分〇一秒 六九・〇四メートルの地点

Fの地点 Eの地点から 一九三度四一分一九秒 三〇・六五メートルの地点

(三) 面積

二、五〇一・六二平方メートル（施行区域）

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市愛島笠島字鈴ヶ森九・三四の一・三六・四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市愛島笠島字鈴ヶ森三四の二（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

名取市愛島笠島字鈴ヶ森九・三四の一・三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百六十三号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二路 線 名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町御前浜御前無番地先から 同郡同町御前浜御前無番地先まで	前A	八・五	二二七・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	八・五	二二七・七	
	後B	九・〇 一一・〇	一九九・三	

○宮城県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻鮎川線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市萩浜字小浜山三番地先から 同市小積浜字横スカニ五番二地先まで	前A	一一・〇 四九・〇	二六八・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	一一・〇 四九・〇	二六八・四	
	後B	一一・〇 一八・〇	二四四・九	

○宮城県告示第六百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川一迫線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市一迫柳目字井戸沢無番地先から 同市一迫柳目字井戸沢無番地先まで	前	九・〇 一六・七	二二〇・四
	後	一一・五 二五・八	

○宮城県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市萩浜字小浜山三番地先から 同市小積浜字横スカニ五番二地先まで	令和二年 八月三十一日

○宮城県告示第六百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
弥治郎一北	地滑り	白石市福岡八宮字弥治郎北、樋ノ塚 (次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県大河原土木事務所

沼	地滑り	白石市福岡蔵本字沼一番、沼一番、長峯 (次の図のとおり)
赤坂	地滑り	白石市小原字西川久保、西、沢畑、赤坂、小日向南、三本木、香掛、齋沢前立、齋沢、柿ノ上、沼田、沼田入、萩立、坂上(次の図のとおり)
冷清水	地滑り	白石市小原字冷清水(次の図のとおり)
赤井畑	地滑り	白石市小原字赤井畑(次の図のとおり)
神楽石沢	地滑り	白石市福岡蔵本字亀ヶ坂(次の図のとおり)
東谷地山	地滑り	刈田郡七ヶ宿町字東谷地山、柏木山 (次の図のとおり)
上の平山	地滑り	刈田郡七ヶ宿町字上の平山、上の平、柏木山(次の図のとおり)
柏木山	地滑り	刈田郡七ヶ宿町字柏木山、萩崎(次の図のとおり)
曲竹	地滑り	刈田郡蔵王町曲竹字入畑、畑沢山、淡島山、淡島、欠山、上欠山、林宜ノ沢山、館山、林宜ノ沢、足ノ又山(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年八月十一日

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う軽症者等受入環境整備業務 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部医療人材対策室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年六月十九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人日本旅行業協会東北支部 仙台市青葉区本町二丁目九番八号

## 監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。  
令和二年8月11日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市高館吉田字東中在家八番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 仙台市太白区長町南二丁目五番五十二号二号室 田母神 成之

- 五 契約金額 八千八百八十八万円
  - 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
  - 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
- 令和二年八月十一日

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- |         |                          |              |  |
|---------|--------------------------|--------------|--|
| 氏 名     | 住 所                      |              |  |
| 伊 藤 洸 矢 | 宮城県仙台市宮城野区銀杏町24番21号      | サンライズ銀杏303   |  |
| 大 木 彩 乃 | 千葉県柏市柏1丁目7番1-2108号       |              |  |
| 西 野 健 太 | 宮城県仙台市青葉区通町2丁目15番18-802号 |              |  |
| 池 田 美帆子 | 宮城県仙台市太白区長町6丁目13番8-505号  |              |  |
| 高 橋 知 美 | 宮城県仙台市宮城野区東仙台2丁目5番10号    | ブロスベクト東仙台202 |  |
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和二年8月11日から令和3年3月31日まで

## 収用委員会

○宮城県収用委員会告示第26号

宮城県起業の県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内までのうち石巻市大原浜一の峠地内）に係る土地収用事件（県道石巻鮎川線給分浜4号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和2年8月11日

宮城県収用委員会

- 1 日時 令和2年10月23日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第27号

県道石巻鮎川線給分浜4号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

令和2年8月11日

宮城県収用委員会

1 通知すべき書類

令和2年8月4日付け宮収第40号 審理の開催についての通知

2 通知を受けるべき者

佐々木 徳藏 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地

北海道國後郡泊村大字東湧村字東湧79番地

なお、登記記録上の住所 宮城県牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町5番地の2